

第三十四号議案

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例

江戸川区小松川区民施設条例（平成十年六月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「減額」を「減額し、」に改める。

第十二条第一号中「規定」を「規程」に改める。

別表第一貸切使用料(一)の表多目的ホールの項中「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表健康スタジオの項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表集会室（第一）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表集会室（第二）の項及び集会室（第四）の項から講座講習室の項までの規定中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表音楽室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、別表第一貸切使用料(二)の表温水プールの項中「七、四一〇円」を「七、五五〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一五、五三〇円」を「一五、八二〇円」に、「四〇、二二〇円」を「四〇、九七〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。